

日高川町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活に係る経費を支援することにより、経済的不安の軽減を図り、本町における少子化対策の強化に資することを目的として、当該者に対し予算の範囲内において日高川町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては日高川町補助金等交付規則（平成17年日高川町規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻の届出をし、当該婚姻を継続している夫婦のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 第4条に規定する交付申請をする日（以下「申請日」という。）において、夫婦の双方が本町の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 婚姻の届出をした日において、夫婦の双方の年齢が39歳以下であること。

(3) 申請日の属する年の前年（申請日が1月1日から5月31日までの日である場合にあっては、前々年。以下「算定年」という。）の夫婦の所得（以下この号において単に「所得」という。）を合算した額（夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生や修学の生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は算定年における貸与型奨学金の返済金額を差し引いた額）が、500万円未満であること。

(4) 申請日から継続して5年以上、夫婦の双方が本町に定住する見込みがあること。

2 前項各号に該当する新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた夫婦であって、その受給額が、交付決定年度の補助上限額に達しなかった夫婦についても、補助対象者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、夫婦の双方又は一方が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としない。

(1) 日高川町税等を滞納している場合

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合

(3) 過去に本要綱による補助金（他の地方公共団体による同趣旨のものを含む。）を受けたことがある場合

(補助対象経費)

第3条 補助金は、結婚に伴う新生活に係る経費のうち、次に掲げる経費を対象とする。ただし、令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻の届出をした者にあつては令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払われたものに限る。

(1) 結婚を機に新たに居住の用に供するための住宅（申請日までに当該住宅の所在地を住所として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第4章又は第4章の3に定める届出が行われたものに限る。）の購入に要した経費又は賃貸住宅を借り受ける場合にあっては、本町の区域内に所在する住宅であり当該住宅に係る家賃及び共益費（それぞれ6ヶ月分に限る。）並びに敷金、礼金及び仲介手数料

(2) 前号に規定する住宅への転居であつて、自己またはその配偶者に係るものに要す

る経費

- 2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に規定する住宅について住宅手当その他これに類する金銭（以下「住宅手当等」という。）が支給されているときは、当該住宅手当等に係る部分は、補助金の対象としない。
- 3 補助金の額は、第1項各号に掲げる経費の実支出額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、30万円を上限とする。ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下である場合には、1世帯当たり60万円を上限とする。
- 4 第2条第2項に定める夫婦の補助金の額は、交付決定年度の補助上限額から前年度に当該夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日高川町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻日を記載した戸籍謄本又は婚姻に係る受理証明書
- (2) 住民票の写し
- (3) 世帯全員の申請日の属する年度又はその前年度の所得証明書
- (4) 税金等完納証明書
- (5) 誓約書兼確認書（様式第2号）
- (6) 第3条第1項各号に掲げる経費を支払ったことが確認できる領収書等
- (7) 次のいずれかに掲げる場合の区分に応じ、当該いずれかに定める書類

ア 夫又は妻が第3条第1項第1号に規定する住宅について住宅手当等が支給されている場合 住宅手当等の支給が確認できる書類

イ 夫又は妻が奨学を目的とした資金を返済している場合 奨学を目的とした資金の返済額が確認できる書類

- 2 次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする申請者であつて、補助対象期間内に前項に定める交付申請を行うことが困難な場合は、日高川町結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第3号）に前項第1号、第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、令和8年3月31日までに町長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、交付の決定をしたときにあつては、日高川町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないことを決定したときにあつては、日高川町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前条第2項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、認定の可否を決定し、その旨を日高川町結婚新生活支援事業補助金交付対象者認定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付を請求しようとするときは、日高川町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の請求があつたときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、交付決定者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、日高川町結婚新生活支援事業補助金取消通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還請求は、日高川町結婚新生活支援事業補助金返還請求書（様式第9号）により行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。